

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

（1）資金の用途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得、改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜、果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

（2）借入限度額：個人 3億円（特認6億円）

法人 10億円（特認20億円（一定の場合30億円））

（3）借入金利：最新の金利は農業制度資金のご案内をご覧ください。

（4）償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

（5）その他

① 「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く。最大20億円。以下同じ。）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大2%。以下同じ。）により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。（令和元年度融資枠：900億円）

② ①とは別に、「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金については、同協会からの利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。

（平成30年度補正予算TPP等対策特別枠：1,000億円）

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫

4. 問い合わせ先

□日本政策金融公庫福井支店（TEL：0776-33-2385）

□福井県農林水産部園芸振興課（TEL：0776-20-0427）、最寄りの農林総合事務所 など